

2015 年度

(平成27年度)

事業報告書



**2015年度
(平成27年度)
社会福祉法人泉会
事業報告書**



2015年度法人本部事業報告

「2015年度の聖句」

わたしは神が宣言されるのを聞きます
主は平和を宣言されます
ご自分の民に主の慈しみに生きる人々に
彼らが愚かなふるまいの戻らないように
(詩編85編9節)

2016年(平成28年)4月1日障害者差別解消法が施行されました。この法律では、国の行政機関や地方自治体及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止することやそのための取り組みについて政府全体の「基本方針」を作成することなどを定めています。

国は法律施行に先駆け今年2月24日「基本方針」を策定しました。基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進は雇用、教育、医療、公共交通など障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる分野に関連し、各府省の所掌に横断的にまたがる施策であるため、政府として施策の総合的かつ一体的推進を図るとともに、行政機関間や分野間における取組のばらつきを防ぐため施策の基本的な方向などを示したものです。

また、岡本福祉作業ホーム、泉の家が所在する世田谷区も今年3月25日基本方針を策定しました。その中で「このたびの法の制定を受けこれまでの区の取り組みを踏まえ、今後も、区民、事業者等とともに障害を理由とする差別のない社会の実現に向けた取り組みをさらに進めていくものである。」とし、障害を理由とする差別を行わず、社会的障壁の除去について必要かつ合理的配慮の提供をしていくとしています。

こうした動きの中で泉会は社会福祉事業者として利用者及びその家族など関係者からの相談に応じる体制の整備や職員の啓発を行うことが求められています。障害者差別は、障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りなどのより引き起こされることが大きいと考えられていることから、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重する共生社会を目指すことの意義を職員が理解することが重要です。

一方、社会福祉法人制度改革も急激な進展を見せています。3月末、国会で社会福祉法の一部改正法が成立しました。今回の制度改革は、公益性、非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢

献する法人の在り方を徹底しようとするものです。

経営組織の統治能力強化のためにこれまで任意設置であった評議員会を必置機関とし、しかも重要事項の決定を行う議決機関とするなど大きな変革を進めようとしています。また、財務規律の強化を図るためいわゆる内部留保の明確化や社会福祉事業等への計画的な再投資をすることなどを求めています。

このような動きの中で2015年度法人本部は次のような活動を行いました。

1 サービスの質の向上

- ・泉会の経営理念、基本方針の理解促進のために5月には新人研修を、11月には全職員を対象に法人理念研修を実施しました。理念研修では障害者虐待防止をテーマとしました。
- ・9月の東京都による実地検査指導を踏まえ、人権擁護、障害者虐待防止について啓発物の掲示や虐待対応規程の改正など必要な整備を行いました。

2 法人の組織強化

- ・年間事業予定表に基づき法人全体の各事業を着実に進めることができました。
- ・虐待防止対応規程、就業規則の一部改正やマイナンバー取扱規程の制定を行い、コンプライアンスによる事業運営の基盤整備を図りました。

3 法人の社会機能強化

- ・東京都が行った都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業公募に応募し、3月には事業者として採用されました。
- ・社会貢献事業について世田谷区社会福祉協議会が主催する検討会議に参加したり、社会福祉法人の地域貢献学習会に参加したりする等区内他法人と連携して検討を進めました。
- ・泉会後援会いずみ友の会並びに東京成城ロータリークラブと共催し、世田谷区の後援を得て第7回成城音楽祭を開催しました。

4 人財育成、人事制度

- ・職員の待遇改善のためこれまで勤務日とされていた文化の日などの祝日を休みとしました。また、変形時間労働制のもとで勤務する職員に手当を支給することとしました。
- ・職員の退職金のうち独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度掛金が2016年4月1日採用の職員から3倍となる中で職員定着のため引き続きこの制度に加入することとしました。
- ・今後想定される労働力不足に備え2017年度から新卒採用を実施することとしました。このことに伴い、求人サイト「マイナビ」を活用していくこととしました。